

平成30年12月10日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室井 照平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 江川 辰也

監査委員 長澤 操

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

3 監査対象期間 平成29年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事務事業監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び

有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成30年8月20日～平成30年11月9日

対面監査 会津若松市役所河東支所3階会議室 平成30年11月12日

7 監査の結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。なお、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行にあたって留意されたい。

○新最終処分場整備に係る実施設計及び最終発注仕様書等作成業務委託について（環境センター）

新最終処分場整備に係る実施設計及び最終発注仕様書等作成業務委託については、平成29年度の支払限度額を年度内における進捗割合の想定から11,000千円とし、この金額を前金払額の限度額としたところである。しかし、契約が

締結されたのは平成30年3月20日であり、当初、平成29年度中に見込んでいた一定程度の進捗割合には到底及ばなかったものである。

また、平成30年度になってから、林地開発や道路付替えの関係機関との協議などに時間を要している現状にある。

このことから、計画通りの進捗が危惧されるところであり、このままでは、事業全体の年次計画にも影響を及ぼしかねず、今後、事業の加速化に努めるとともに、事業の進捗を見極めつつ、適切な対応に努められたい。

○新最終処分場用地取得について（環境センター）

新最終処分場用地取得においては、平成29年度中の用地買収に至らなかった2件の未取得地のうち、相続登記未了に係る未取得地については、関係者との協議の進展により解決の方向に進んでいるところである。

しかしながら、他1件の未取得地については、取得までの合意形成には長期化も予想されるところであり、それを前提とした当面の事業対応も止むを得ないと思料するが、全体的な土地利用の最適な活用を図る観点からすると、課題として残るところであり、今後も継続的に取得に向け努力されたい。

なお、用地内の法定外公共物の取得等についても、道路付替え等の手法やその他の手法について、適切に対応されたい。